

問題3

ファイナンシャル・プランナーのMさんは次に、Aさんが63歳0カ月でX社を退職し、再就職しないと仮定した場合の報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の年金額を試算した。この場合、Aさんが退職後に受給できる報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の年金額を、計算過程を示して求めなさい。

なお、年金額は平成25年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づくものとし、計算にあたっては下記の〈資料〉を利用すること。なお、特例水準の解消については考慮する必要はない。

〈資料〉

特別支給の老齢厚生年金の計算式

・報酬比例部分の額＝(①+②)×1.031×物価スライド率(0.978)

①平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額×7.5/1,000×平成15年3月以前の被保険者期間の月数

②平成15年4月以後の期間分

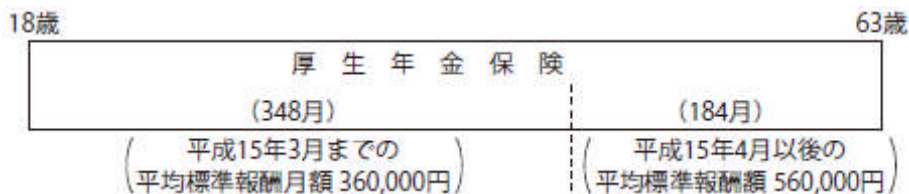
平均標準報酬額×5.769/1,000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

〈Aさんに関する資料等〉

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和30年8月15日

〔公的年金の加入歴（63歳0カ月まで継続勤務するとした場合の見込みを含む）〕



(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和37年7月7日

〔公的年金の加入歴〕

20歳からAさんと結婚するまでは国民年金の第1号被保険者として保険料を納付、結婚後は第3号被保険者として国民年金に加入。

※ 妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。また、就業の予定はないものとする。

※ 全員、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

〈端数処理について〉

年金額の計算過程においては円未満を四捨五入し、年金額については50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。